平成２３年（フ）第１４３５号
大阪府大東市明美の里町16―27、住民票上の住所大阪市大正区北村３丁目８番１―901号
債務者　カーザ工房こと　保田　明文
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　　崇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１７２９号
大阪市天王寺区勝山１丁目６番９号
債務者　玉井　　徹
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川端さとみ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３３４号
福岡市南区警弥郷２丁目23番５―502号
債務者　菅本　　進
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤木　孝旨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月６日午後３時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第４２１号
福岡市博多区西月隈５―19―36―601、住民票上の住所福岡市博多区銀天町３丁目６番18―906号
債務者　廣光　義雄
1　決定年月日時　平成23年３月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　健二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年６月９日午後４時15分
5　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４６２号
大阪府門真市末広町31番１号
債務者　吉本トミヱ
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝野　修治
4　免責意見申述期間　平成23年５月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１号
秋田県湯沢市愛宕町１丁目７番18号　新愛宕荘３号
債務者　太田　由己
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２３年（フ）第４３２号
愛知県小牧市小牧原２丁目282番地　スカイルコスモスＤ棟201号
債務者　平松　美雪（旧姓八重尾）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５０７号
名古屋市港区当知３丁目3404番地　当知コーポラス301号
債務者　松田　久美
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２５号
岩手県一関市山目字境73番地４
債務者　皆川　　宏
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２３年（フ）第２５号
山形県上山市大石１丁目１番57―２号
債務者　山川美栄子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５７号
群馬県邑楽郡大泉町北小泉１丁目７番27―107号　茂木マンション
債務者　桑田信夫こと　クアダノブオ
1　決定年月日時　平成23年３月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第５４４号
名古屋市南区寺崎町15番26号　加藤荘２Ｆ奥
債務者　伊藤二三子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第５７６号
名古屋市天白区菅田１丁目2203番地　ライオンズマンション菅田第６―204号
債務者　田原美幸子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４号
滋賀県長浜市大戌亥町1007番地１、前住所滋賀県米原市高溝240番地13
債務者　太田　　昭
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２３年（フ）第１５号
和歌山県西牟婁郡上富田町朝来1152番地の２旭コーポ２階５号室
債務者　竹本　太一
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１８号
和歌山県田辺市芳養町2886番地の36
債務者　小南　　忍（旧姓浅沼）
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１９号
和歌山県田辺市芳養町2886番地の36
債務者　小南　有香
1　決定年月日時　平成23年３月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで
和歌山地方裁判所田辺支部